

令和3年第2回浦幌町議会定例会 一般質問通告一覧表

1番 高橋 匠 議員

○未来の浦幌町を考えた公共施設の統廃合計画

2番 伊藤 光一 議員

○学校教育における保護者の役割、及び負担軽減

3番 安藤 忠司 議員

○行財政健全化計画の作成

4番 沼尾 昌也 議員

○携帯電話の電波が届かない地域の解消

令和 3年 5月31日
午前・午後 8時40分

項目ごと ・ 一括

令和 3年 5月31日

浦幌町議会議長 田村寛邦様

浦幌町議会議員 高橋 匠

一般質問通告書

浦幌町議会会議規則第61条第2項の規定により、次のように通告します。

記

項目	要 旨 (内 容)
未来の浦幌町を考えた公共施設の統廃合計画	<p>平成28年12月に策定された浦幌町公共施設等総合管理計画において、浦幌町は町民一人当たりの公共施設面積は約25㎡であり、全道値の約3.8倍、全国値の約6.7倍であることが示されています。</p> <p>浦幌町が保有する公共施設のうち、最も延べ床面積が大きい住宅施設については、整備や統廃合が進んでいると考えていますが、次いで大きい「運動・観光施設」と町民の生活に密接に関係する「町民文化施設」について検討が必要であると考えます。</p> <p>第4期まちづくり計画においても、経常収支比率が令和元年度の現状値で89.7%と、財政の硬直化の目安と言われる90%に限りなく近い値となっています。また、ギガスクール構想によるデジタル端末の更新費用等、今までなかった若しくは少額であった固定費が増大していることや、今後も人口減少やコロナ禍による大規模な緊急財政出動の影響による地方交付税の減少は避けて通れない課題であり、残念ながら将来にわたって現状の施設を全て維持するのは難しいのではないかと認識しています。</p> <p>もちろん、うらほろスタイル推進事業や十勝うらほ</p>

ろ地域創生事業等に代表される、未来を創る取り組みを通して、人口や税収を増やすことに繋がる政策を行っていることは承知していますが、想定される財政状況に合わせて、政策や公共施設、行政サービスの取捨選択をしていかざるを得ないのではないかと考えます。その中で、公共施設の統廃合等、維持管理コストを減らす取り組みも重要だと考えます。

そこで、以下の点について伺います。

- 1 指定管理委託料等により固定費が高額になりがちな「運動・観光施設」や会館等町民の生活に密接に関係する「町民文化施設」の統廃合は、利用者である町民の生活に大きな影響を与えるものであり、町民が公共施設の統廃合に意識がない場合、急な統廃合計画は大きなハレーションを生むものと考えています。そうならないためにも、町民全体でこの問題を認識し、考えていく必要があるのではないかと考えます。

そこで、現在の財政状況や今後の見通し、施設の利用状況や更新を含めた年間の維持管理コスト等について、町民と情報共有を行っているのでしょうか。

- 2 必ずしも費用対効果だけで判断すべきだとは考えていませんが、指定管理料等多額の維持管理費が必要な施設に関して、「浦幌町の財政状況」「利用率」「維持管理コスト」等の指標から、統廃合すべき基準や優先順位等の計画はあるのでしょうか。

令和 3年 5月31日
午前・午後 8時50分

項目ごと ・ 一括

令和 3年 5月31日

浦幌町議会議長 田村寛邦様

浦幌町議会議員 伊藤光一

一般質問通告書

浦幌町議会会議規則第61条第2項の規定により、次のように通告します。

記

項目	要旨(内容)
学校教育における保護者の役割、及び負担軽減	<p>子どもの健全な発達の為には、学校は勿論、保護者の役割も重要であると考えていますが、本町に住み、子育てを行ってよかったと感じてもらえるような町を目指すためには、子どもの教育の充実だけでなく、その保護者への配慮や負担軽減も必要であると感じているところであります。</p> <p>そこで、以下の点につき、町及び教育委員会の考えを伺います。</p> <p>1 本町には、学校ごとに教師と保護者間で組織されるPTAが存在します。PTAは学校と保護者との橋渡しとして、子どもの為に学校行事の支援や、独自の事業を行っており、特に、小学校スケートリンクの造成は、夜中の3時、4時までグラウンドへの水撒き作業に従事しており、非常に頭が下がる思いであります。</p> <p>学校運営において、PTAという団体は必要不可欠であると考えますが、PTAの役割について、どのように認識されているのでしょうか。また、PT</p>

A活動に対する支援は行われているのでしょうか。

2 本町においては、子どもの教育に熱心な町として、教育委員会を含め、複数の教育に関わる団体等が、様々な教育にかかるイベントを行っており、そのイベントごとに、子どもの保護者に対し参加を呼び掛けています。

しかしながら、今は昔と違い、共働きの家庭が多く、また、核家族化により祖父母の協力が難しい中で、当該イベントに参加することが難しい家庭も増えてきているのは否定できません。

今回のコロナ禍の状況の中、様々なイベントが中止またはオンライン開催となり、各種イベントへの参加要請もなく、保護者の間においては、とても楽で助かったという声も聞こえているところであり、今回をきっかけに、一度イベントの必要性の有無を整理し、例えば、今まで各団体によりそれぞれ行われていたイベントを、各種団体との共催により1日で終了したり、今後もオンラインによる参加を可能にする等、なるべく保護者に負担のないようなイベント開催を行ってみてはどうかと考えますが、その点、どのように考えますか。

3 教育関係の情報発信は重要な課題であると考えられますが、本町における小学校、中学校においては、ホームページも存在せず、例えば、年間行事予定等をインターネットにおいて確認することができず、子どもに配布するプリント、及び行政区において配布される回覧板しか学校に関する情報授受の方法がありません。

また、教育委員会におけるインターネットによる情報発信においても、例えば、平成31年度の「各小中学校行事予定表」が掲載されている等、情報更新がなされていない部分が散見されます。

このICT社会の中、インターネットによる情報発信や情報提供は重要であり、各学校のホームページの作成や、情報更新改善が必要であると考えますが、その点、どのように考えますか。

4 憲法第26条第2項においては、「義務教育は、これを無償とする。」と定められているにもかかわらず、現在、無償となる対象は授業料及び教科書のみであり、制服や副教材、PTA会費等は、保護者が負担しなければならず、完全無償化にはほど遠い状態であります。

たしかに、最高裁判例によれば、「同条項の無償とは授業料不徴取の意味と解するのが相当である」とし、その他授業で使用する教材は、これに含まれないとされております。しかしながら、憲法における子どもに教育を受ける権利を保障する立法趣旨を鑑みると、義務教育にかかる一切の費用を無償とすべきであるという説も少なからずあり、憲法の条文を素直に読めば義務教育にかかる全ての費用を無償とするのが本来の読み方であるものの、戦後当初の財政事情から、法令では授業料不徴取の規定にとどめたと考えられるという文献も存在するところであります。

一方で、本町においては、就学援助制度が存在しますが、当該制度は、経済的に困窮している者を対象としており、範囲が限定され、全ての保護者に対するものではなく、保護者の負担軽減には繋がっておりません。

義務教育費完全無償化は、全国の自治体においてもわずか2例しか確認できておらず、珍しい試みではありますが、本町は、子どもの教育に力を入れている教育最先端地域として、内外に認知されているところであり、だからこそ、本町で教育を受けさせたいという家庭の本町への移住を促進させるためにも、この完全義務教育費無償化を、是非本町が北海道において最初に取り入れたいと考えますが、その点、どのようにお考えですか。

以上

令和3年 5月31日

午前・午後 9時20分

項目ごと・一括

令和3年 5月31日

浦幌町議会議長 田村寛邦様

浦幌町議会議員 安藤忠司

一般質問通告書

浦幌町議会会議規則第61条第2項の規定により、次のように通告します。

記

項目	要旨(内容)
行財政健全化計画の作成	<p>浦幌町第4期まちづくり計画がスタートとなりました。第4期まちづくり計画審査特別委員会の際に、私をはじめ、各委員からも財政に関する質疑が出されていきました。</p> <p>5月21日付けの例月出納検査報告書の中の基金集計表の全基金残高が30億3,700万円となっており、平成30年頃より約10億円減っております。</p> <p>また、第4期まちづくり計画の基金残高については、中間値の令和7年度では備荒資金を除き22億5,300万円となっており、このままでいくと、令和12年の最終年には基金が底をついてしまうのではないかと懸念されます。</p> <p>町長は、財政的に厳しい状況であるとか、財政計画をしっかりと立てながら、町民の皆さんに心配させることなく進めていく必要があると答弁されているが、現実的に基金が減っていることと、このままでいくと第4期まちづくり計画の途中で基金が底をつくのではないかと危惧されます。</p> <p>以上により、行財政健全化計画の作成を早急に進め</p>

るため、また、第4期まちづくり計画の達成のため、作成する考えはないか伺います。

令和 3年 5月31日
午前・午後 9時24分

項目ごと・一括

令和 3年 5月31日

浦幌町議会議長 田村寛邦様

浦幌町議会議員 沼尾昌也

一般質問通告書

浦幌町議会会議規則第61条第2項の規定により、次のように通告します。

記

項目	要旨(内容)
携帯電話の電波が届かない地域の解消	<p>昨今、第5世代移動通信システム(5G)が導入され、人々の生活の変化が期待されているところであるが、その一方で、いまだ携帯電話の電波を受信できていない『不感地帯』というものが存在する。</p> <p>携帯電話は、2000年に固定電話の契約数を上回り、今では生活になくってはならないものになり、災害時や緊急時では、通信手段として重要な役割を担っている。</p> <p>その携帯電話サービスが提供されていない『不感地帯』は、利便性だけではなく防災の観点からも、早急に解消していかなければならないと考える。</p> <p>よって、以下の点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 把握している範囲内で、町内の携帯電話不感地帯となっている地区はどこか。2 第4期まちづくり計画の中で、携帯電話不感地帯の戸数を令和7年度までに、0とすることが記載されているが、現在の進捗状況は。3 道路、山、畑等の不感地帯解消についてはどのよ

うに考えていくか。